

新発田市 公園施設長寿命化計画

2024年3月

新発田市 維持管理課

1. 都市公園整備状況

(2024 年 12 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
62	140.39 ha	15.12 m ²

2. 計画期間(西暦)〔2024 年度～2034 年度(11 箇年)〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
50	5	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	62

②選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園又は緑地)」と設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
366	27	353	271	19	0	157

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1,111	0	55	2,359

②これまでの維持管理状況

これまで公園施設(遊戯施設、公園施設等)を対象に、維持保全(清掃・保守・修繕)や日常点検を行っている。
これらの点検等により危険箇所が発見された場合には、その緊急度の高い施設から順番に補修又は更新を行ってきた。

③選定理由

本市の公園は 1990～2000 年代に整備された公園が多く、これらの公園は供用から 20 年以上経過しており、処分制限期間を超過している公園施設も存在しており、発錆・腐朽等による損傷が著しい施設も確認される。今後は財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入する予定とし、計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。
なお、本市では、2023 年度の 1 年間で健全度調査及び公園長寿命化計画の策定を行っている。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要(個別施設の状態等)

点検調査は、概ね 2023 年 9 月から 2023 年 12 月までの期間に実施した。

1. 一般施設等

公園施設長寿命化計画策定指針(案)(以下、指針)に基づき、予防保全型管理の候補及び健全度調査の必要性が想定される 802 施設を対象に実施した。

2. 建築物等

指針のほか定期点検結果等を参考に、11 施設を対象に実施した。

3. 遊具等

指針のほか定期点検結果等を参考に、271 施設を対象に実施した。

(施設)

	健全度判定				備 考
	A	B	C	D	
a.一般施設等 (802)	123	524	130	25	Dは利用中止中も含む
b.建築物等 (11)	0	5	6	0	
c.遊具等 (271)	53	143	74	1	Dは利用中止中も含む

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、「5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要(個別施設の状態等)」で示した「健全度判定」及び、以下に示す「考慮すべき事項」に基づき設定した。

[考慮すべき事項]

①健全度が「C」判定の遊戯施設は対策を優先する。

②健全度が「C」判定で予防保全管理を行う休憩施設・便益施設は対策を優先する。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a.一般施設等	48	107	647
b.建築物等	1	5	5
c.遊具等	72	3	196

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全(清掃・保守・修繕)や日常点検は、これまでと同様に継続的に実施する。

日常的な点検の中で、施設の安全性に懸念が見られる等異常が発見された施設については、使用を中止し事故等を予防するとともに、速やかに健全度調査を実施し適切な対策を図るものとする。

a.一般施設等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b.建築物等

- ・日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止等の措置または速やかに施設の補修等を検討する。

c.建築物等

- ・日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止等の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d.その他設備等

- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

健全度がC判定となった時点で適切な長寿命化対策の実施を検討して、施設の延命化を図る。

管理類型は、過年度に策定した長寿命化計画や指針(案)などを参考に設定するほか、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。

一般施設等については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認し、必要に応じて長寿命化計画の見直し等を検討する。

使用見込み期間は、指針(案)にある処分制限期間に応じた計算式を用いて使用見込み期間を設定する。

建築物等や遊具等は、日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。また、点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止等の措置を検討する。その他、定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

健全度調査を実施しないため、維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

使用見込み期間は、指針(案)にある処分制限期間に応じた計算式を用いて使用見込み期間を設定する。